

令和6年度千葉県障害者ピアサポート研修実施要領

1 目的

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とします。

また、研修終了後に実習先等での雇用の可能性も含め、自らの活躍の場を開拓できるピアサポーターの育成を目的とします。

2 実施主体

千葉県（千葉県委託事業 企画・運営：NPO 法人 NECST）

3 対象者および受講定員

(1) 受講対象者

① ピアサポーターとなる者

- ・ 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等に雇用等されている障害のある方。

なお、雇用等されている障害のある方は常勤、非常勤を問わず、雇用契約に基づき雇用されている者のほか、今後、雇用が見込まれるものを含むものとする。

- ・ 個人の場合、現在、千葉県内の事業所で雇用されていないが、今後働く意思がある者

② ピアサポーターと協働する者

- ・ 上記①の者が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者等、ピアサポーターと協働し支援を行う者。現在、ピアスタッフを雇用していないが今後、雇用予定がある事業所の職員。

※注1 原則として、障害のある方と事業所職員のペアで申し込んでください。

個人での申し込みも可能ですが、応募状況により受講できない場合があります。

(2) 受講定員

上記、①、② 各 20 名（会場での受講）

(3) 以下に示す全ての要件を満たす者

上記①の者

- 千葉県内に在住である、または千葉県内の事業所でピアスタッフとして雇用されている者。
- ピア（障害や疾病を経験した人）であること
- 障害や疾病を患ったことによる困難や苦労に直面したことがあり、その経験を活かして就労する意欲と能力があること
- 本研修の全日程に参加可能なこと

上記②の者

- 千葉県内の事業所で雇用されている者。現在、ピアスタッフを雇用していないが今後、雇用予定がある事業所の職員。
- 本研修の全日程に参加可能なこと

4 研修期間及び研修会場

課程	期間	会場
基礎研修	令和6年11月9日（土） 令和6年11月10日（日）	千葉県社会福祉センター 千葉市中央区千葉港 4-5
専門研修	令和6年11月16日（土） 令和6年11月23日（土）	
実習課程	80 時間	受講時に決定された実習先
フォローアップ 研修	令和7年2月8日（土） 令和7年2月9日（日）	千葉県社会福祉センター 千葉市中央区千葉港 4-5

※現に支援機関等でピアスタッフ等として雇用されている者は、職場での許可が得られれば、その職場での勤務をもって実習を行ったとみなすことができます。

他所での実習を希望する場合は、受講時に実習先の選定を行います

5 研修内容

別紙「令和6年度千葉県障害者ピアサポート研修カリキュラム」のとおり

時間は、講義内容により変わりますが、9時30分～16時30分を予定しています。

6 受講申込の方法

以下の【申し込み書類】に必要事項を記入し、下記申込先に**郵送**してください。

所属ごとにまとめてご提出ください

- (1) 申込書（令和6年度千葉県障害者ピアサポート研修受講申込書）
- (2) 志望動機書
- (3) 推薦書
- (4) 返信用の定形郵便用封筒（長形3号：A4三つ折り用が望ましい）
 - ・受講可否の通知用に使用します。
 - ・返信先（郵便番号、住所、氏名）を明記し、**110円切手**を貼り付けてください。

注：10月1日より郵便料金が値上げされます

※受講対象者によって提出が必要な書類に違いがありますのでご注意ください

※応募書類は返却いたしませんので、予めご承知ください。応募書類は本応募の用途に限り使用し、こちらで責任をもって管理させていただきます。

3- (1) 受講対象者	(1) 申込書	(2) 志望動機書	(3) 推薦書	(4) 返信用封筒
① ----- ピアサポーターとなる者	○	○	○	○
② ----- ピアサポーターと協働する者	○	○	—	○

7 申込期限

令和6年10月10日(木) 必着

8 申込先、問い合わせ先

〒272-0034 千葉県市川市市川 1-12-20 トノハタビル NPO 法人 NECST 担当：武田 (TEL 047-320-0147)

9 受講者の決定

受講の可否については、令和6年10月25日(金)までに通知を発送予定です。

※申込者が定員を上回った場合は、選考により決定します。(先着順ではありません。)

10 修了証の交付

研修の全課程を修了した者には修了証書を交付し、千葉県において修了者名簿を作成し管理します。

11 研修受講に当たっての注意事項

(1) 次の項目に該当する受講者には修了を認めません。

- 申込内容に虚偽があった場合
- 自身や所属等の都合により、欠席又は30分以上の遅刻・早退・離席があった場合

※1回の遅刻等が30分未満であっても、通算で30分を超える場合も同様とします。

※災害や事故により公共交通機関が遅延した場合は、遅延証明書を御提示いただきます。

(2) 次の項目に該当する受講者には注意を促し、それでも改善されない場合は修了を認めないことがあります。

- 私語、居眠り、課題の未実施等、著しく受講態度が悪い場合
- その他、主催者が不適当と判断した場合

(3) 研修会場及び実習場所では、受講者用に駐車場を用意しておりませんので、必ず公共交通機関を御利用ください。

12 研修体制等加算要件について

この研修は、ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算、退去後ピアサポート実施加算の要件である障害者ピアサポート研修の基礎研修・専門研修・フォローアップ研修に該当します。当該加算は6日間の研修の修了後となることに注意してください。また、加算の届出には別に要件がありますので、届出の際には各事業者において必ず御確認ください。

加算の取得要件等については各指定権者にお問い合わせください。